

1 市民・NPO・事業者・行政による景観づくり

鎌倉市では、平成19年1月の景観計画策定を機に、それまでの公共事業中心の景観整備に加えて、建築行為の景観誘導や景観資源の保全・活用などの、よりきめ細やかな協議・調整型の景観形成への取組を推進してきました。また、地区レベルの景観形成においては、市民等による景観づくりも進んできています。この冊子では、更なる景観づくりの取組を広めるため、5年間の取組事例をまとめて紹介します。

ととのえる景観 ー地区の個性を活かした都市景観の形成ー 1-1

地区の個性を活かした景観形成を能動的、戦略的に進めるとともに、特定地区（景観計画）、地区計画、自主まちづくり計画などを活用して良好な景観形成に取り組んでいます。

- 地区の景観形成に関する制度等による取組
- 特定地区（景観計画）（全3件）
- 景観形成協議会（全3件）
- 地区計画（全9件）
- 自主まちづくり計画（全14件）

まもる景観 ー景観資源を核とした都市景観の形成ー 1-3

景観重要建築物等の制度を受継ぎ、さらに景観法（景観重要建築物）、都市緑地法、文化財保護法等による近代建築物等の保全制度を積極的に活用し、鎌倉市独自の保全・活用を行っています。

- 歴史的建造物の制度概要による取組
- 景観重要建築物（全1件、景観法）
- 景観重要建築物等（全32件、鎌倉市都市景観条例）
- 国登録有形文化財（建造物）（全9件、文化財保護法）

そだてる景観 ー市民・企業等との協働ー 1-2

様々な景観づくりの取組が市民に身近なレベルで行われ、市民・NPO・企業・行政の役割分担や責任の明確化など、新たな時代に向けた質の高い協働の仕組みを築いています。

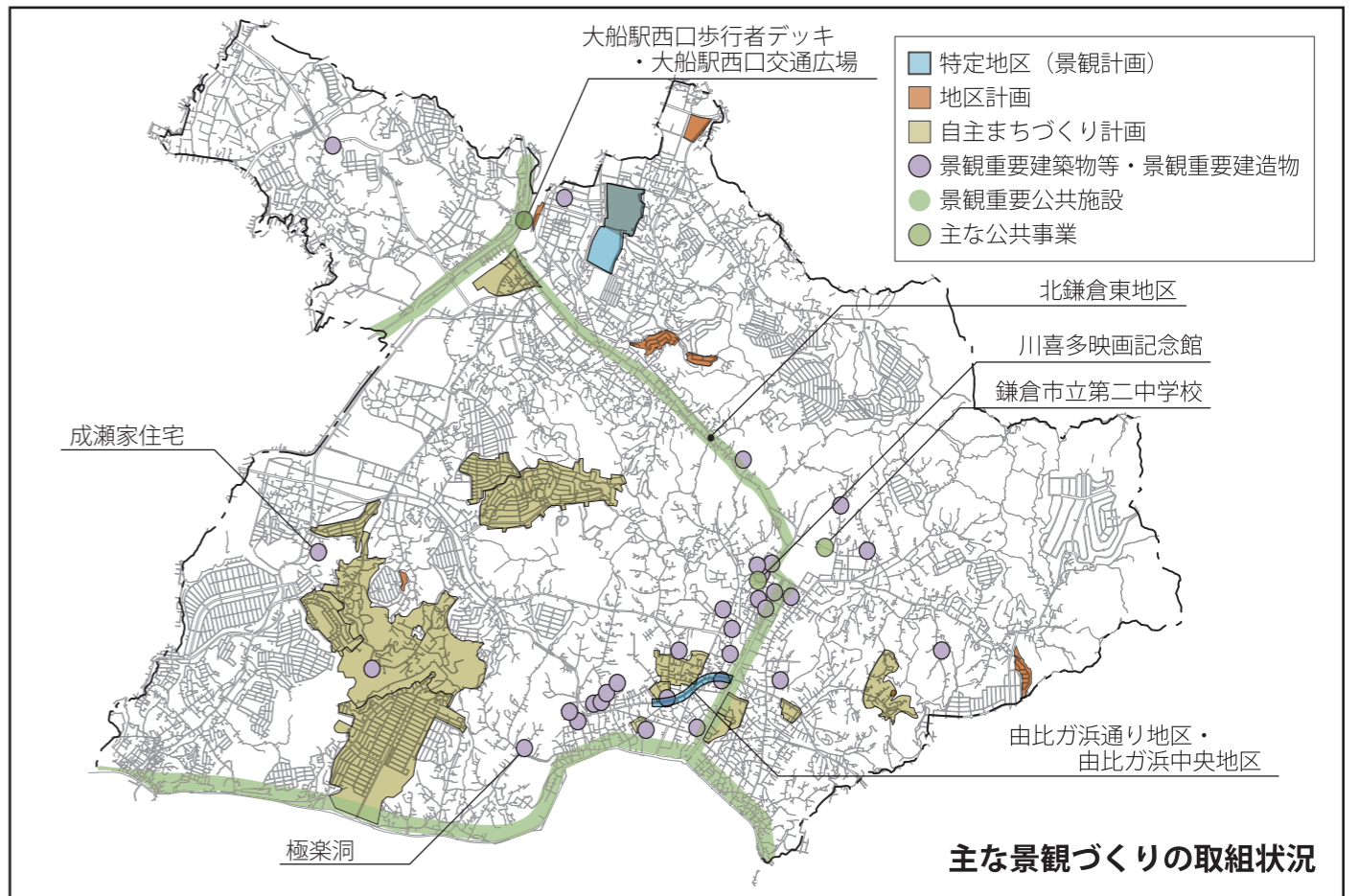
- 市民との協働・支援、企業の協力による取組
- 景観づくり賞（計4回）
- 親子景観セミナー（計11回）
- 屋外広告物・自動販売機の景観誘導
- 違反屋外広告物除却協力員の活動

つくる景観 ー都市景観形成事業の推進ー 1-4

良好な都市景観の形成を進めるためには、行政が先導的役割を果たすことが重要です。このため公共事業の実施にあたっては、都市景観の形成の視点から魅力ある空間創出を目指しています。

- 魅力ある公共空間の創出の取組
- 景観重要公共施設のデザイン調整
- 景観アドバイザーによるデザイン調整
- 公共施設・公共サインのデザイン調整

鎌倉の景観（2007.1～2012.3）
ー市民・NPO・事業者・行政の協働による景観づくりー



1-1 ととのえる景観

○由比ガ浜通り地区・由比ガ浜中央地区の景観形成の取組

由比ガ浜通り地区と由比ガ浜中央地区は、中世以前の古い街道である由比ガ浜通りに面する商店街で、大正から昭和の初めにかけて付近の別荘を得意先として繁栄するなど、地域に根ざした商店街として歩みつけてきました。鎌倉市都市景観条例に基づく景観形成地区に指定され、地区の個性を活かした景観形成に取り組んでいます。

これらの地区では、良好な景観形成を推進する母体として「景観形成協議会」を設立し、様々な活動に取り組んでいます。また、地区内の建築物の新築等にあたっては、市への届出に先立ち、「協議会」の意見聴取の手続きを定めています。「協議会」は建築家等の専門家組織である「ひと・まち・鎌倉ネットワーク（景観整備機構）」の支援を受けながら、自主的な景観誘導に取り組んでいます。

由比ガ浜通り地区



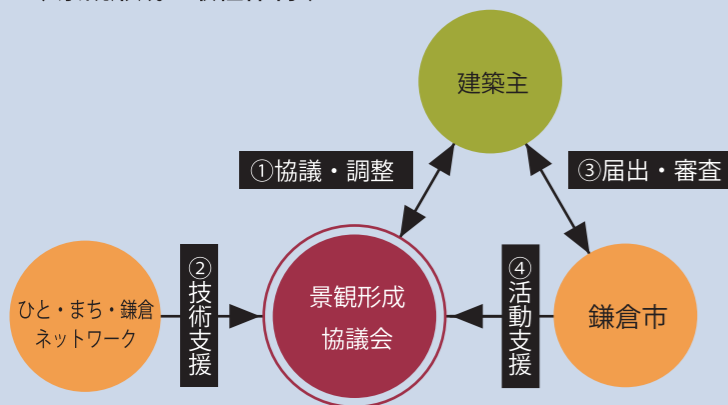
「商店街に残る近代のイメージを継承しつつ、由比ガ浜海岸の持つ、明るい若々しいイメージ」を取り入れるといったコンセプトのもと、まちづくりや商業基盤の整備に取り組んでいます。

由比ガ浜中央地区



「昔ながらの技や伝統の巧をもった店舗と、由比ガ浜海岸の明るいイメージを持った店舗が程よく融合し、気品と賑わいが感じられるまち並み」といったコンセプトを常に念頭に置き、様々な事業に取り組んでいます。

◆景観形成の取組体制◆



- ①建築主は、建築計画段階で、景観形成協議会の意見を求める。景観形成協議会は、本地区の景観形成の方針・基準に照らし、建築主と協議を行う。
- ②ひと・まち・鎌倉ネットワークは、景観形成協議会に対し、建築家等の専門家から技術的な支援を行う。
- ③建築主は、景観形成協議会の意見を聞いた後、景観法・鎌倉市都市景観条例に基づき、鎌倉市に届出を行う。鎌倉市は、地区の景観形成方針・基準に照らし審査を行う。
- ④鎌倉市は、景観形成協議会に対し、専門家の派遣や活動に関する支援を行う。

◆デザインレビュー（景観形成協議会との協議）◆



『帝国堂』（由比ガ浜通り地区）

- ・帝国堂は、都市計画道路の整備事業に伴い、建替えを計画しました。
- ・計画にあたり、由比ガ浜通り景観形成協議会と模型などを用い、建替え計画案について協議を行いました。
- ・由比ガ浜通りの景観形成のルールを踏まえ、往時を彷彿させる看板建築のデザインが評価されました。
- ・真鍮のポールなど素材感ある材料は、帝国堂のブランドにふさわしく、まち並みに良い印象を与えています。



意見交換の様子



検討模型

◆インタビュー

○建築主（H氏）

- ・帝国堂は創業者が横須賀で時計修理の技術を学び、昭和2年に暖簾分けで、海軍の軍人さんが数多く住んでいたこの地に開業しました。
- ・その歴史にふさわしい建物のデザインにしました。



建替え前

○設計者（S建設）

- ・まち並みに突出しないプロポーションを意識し、温かみのある白を基調としたデザインにしました。
- ・外壁の素材には、御影石や真鍮など、レトロ感のある物を吟味しました。



建替え後

○北鎌倉東地区の景観形成の取組

北鎌倉東地区



○景観の特性

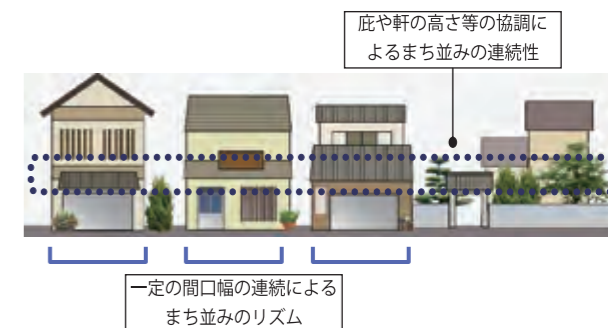
北鎌倉東地区は、中世からの歴史を持つ多くの寺社に隣接し、周辺を山々に囲まれた落ち着きと潤いのあるまち並みを生み出しています。このまち並みは、地域の共通財産と考えられ、今も守られています。

○経緯

北鎌倉東地区では、景観地区指定に向けた話し合いを通じて、まちづくりへの意識が高まり、地区のまちづくりに関する意見交換やニュースの発行などを行う「北鎌倉の景観を考える会」（平成19年11月）が住民により、発足しました。その後、市長の認定を受け、地区のまちづくりを担う団体として条例に基づく協議会へと移行しています。

◆まち並みの作法集◆

まち並みの作法集とは、地元協議会により景観地区の法的規制とは別に作られた景観形成の内容を取り決めた地区独自のルール・作法です。

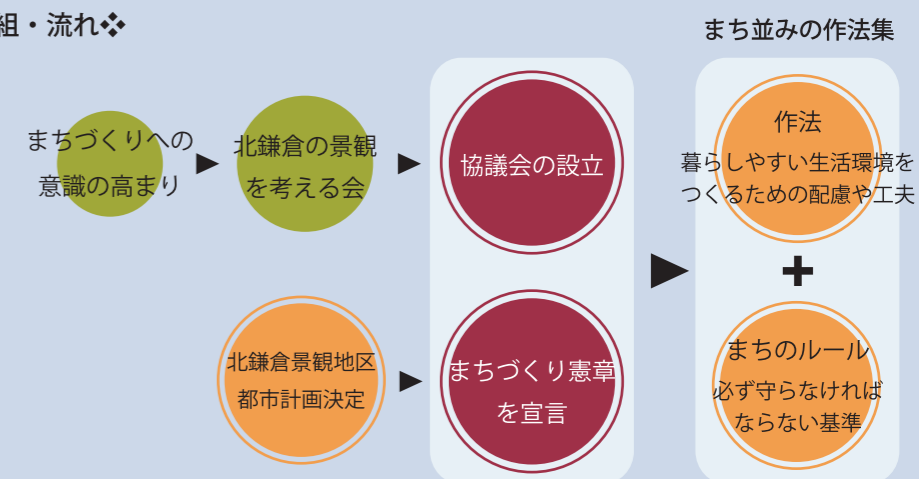


作法2 まち並みの連続性

◆北鎌倉東地区のまちづくりの取組・流れ◆



北鎌倉東地区のまち並み



「ひと・まち・鎌倉ネットワーク」の取組

○概要

一般社団法人 ひと・まち・鎌倉ネットワークは、湘南鎌倉を愛する建築家と様々な専門家とで構成され、地域のまちづくりに関する活動を行っています。平成23年4月、景観法に基づく景観整備機構に指定されました。

○代表コメント（K氏）

「鎌倉のまちなみの魅力をまもっていく」という大きな方針に沿ってさまざまな活動をしています。鎌倉にはどんな建物が似合うのか考えたり、道端の隠れた宝ものを探したり、市民のみなさんと協力して鎌倉らしさを大切にしていきたいと思っています。鎌倉らしさにはいろんな面がありますが、また訪れたい、いつかは住みたい、そしてずっとここで暮らしたいとみんながそう思うように、鎌倉のまちをもっと美しくしたいと思っています。

○主な活動内容

- ・由比ガ浜通りの景観形成協議会のサポート活動。
- ・景観意識の啓発のためのワークショップの開催。
- ・景観形成に関する調査・研究。
- ・「鎌倉まちのいろは」の出版。



◆まち歩きワークショップ◆
地元の方々や由比ガ浜通りの魅力について、建物の素材に注目しまち歩きをし、魅力の再発見を行いました。

◆「鎌倉まちのいろは」の出版◆
まちのルールを分かりやすく解説した、子供から大人まで読める絵本を出版しました。



1-2 そだてる景観

○市民との協働・支援

❖親子景観セミナー❖

親子景観セミナーとは、将来の鎌倉のまちづくり・景観づくりの担い手である子どもたちとその親を対象にし、鎌倉に多く存在するまち並み・景観形成に重要な建築物などを通して、鎌倉の魅力を知ってもらうイベントです。

◆子ども茅葺き体験 (H21)

茅葺き修理に携わっている職人の皆様から直接指導を受けて、茅葺き体験や藁を使った縄作り体験を行いました。また、茅葺き屋根に関する絵本の読み聞かせも行いました。



茅葺き体験 (成瀬家住宅)

◆長谷タウンウォーキング (H22)

鎌倉の景観スポットなどをスタンプラリーに取り入れながら、まち歩きを行いました。極楽洞から鎌倉文学館までルートを巡りました。



極楽洞見学

❖景観づくり賞❖

景観づくり賞は、都市景観の形成に貢献したと認められる者及び団体を表彰する制度です。これを広く紹介することによって、景観づくりへの意識を高め、景観づくりに関わる市民相互の連携を深めることを目的としています。

市民の参画と協力を推進するための制度として、景観形成推進委員の制度があり、景観づくり賞の選考等に携わっています。

◆第3回景観づくり賞 (H20)

「鎌倉のまち並みをつくる素敵なかんばん」をテーマとし、鎌倉の自然やまち並みに調和した看板や、通りの賑わい・佇まいを演出している優れた看板を選びました。



菊一伊助商店

◆第4回景観づくり賞 (H21~H22)

「美しいまち並みをつくる樹木」をテーマとして、自然やまち並みに調和した樹木や周りの景観を魅力的にしている樹木など、景観づくりに貢献している樹木を選びました。



長谷のエノキ

○企業の協力

❖屋外広告物❖

良好な都市景観の形成を推進するために重要な要素である屋外広告物について企業と協議をし、景観形成に努めています。

色の反転や彩度を抑えるなど色やデザインについて独自の工夫が行われています。

○三菱東京UFJ銀行



基調色の反転

○タイムズ



地色を黄色から白色に変更。広告塔のデザインを縮小。

❖自動販売機❖

業界団体の協力を得て、市民や観光客等の人通りが多い場所等において、色彩や配置方法等について独自の工夫が行われています。



推奨カラーの自動販売機
(推奨カラー：5Y7.5 / 1.5)

❖違反屋外広告物除却協力員の活動❖

違反屋外広告物除却協力員制度は、違反屋外広告物を除却する権限を市民に委嘱し、市民のみで除却活動ができる制度です。

違反屋外広告物の除却件数は年々減少しており、活動の成果が表れています。



協力員による除却の様子

1-3 まもる景観

❖景観重要建築物等・景観重要建造物❖

明治から昭和にかけて建てられた洋風建築物が多く残されており、平成2年に「鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱」を定めました。平成8年には、「鎌倉市都市景観条例」を施行し、これまでの洋風建築物に加え、和風建築物や門、塀などの工作物を「景観重要建築物等」として指定し、保存と活用を図る制度を設けました。平成22年には、景観法に基づき、「景観重要建造物」の指定を行いました。



成瀬家住宅 (指定第32号)



極楽洞 (指定第33号)



野尻邸 (旧大佛次郎茶亭)
(指定第30号)



旧川喜多邸別邸 (旧和辻邸)
(景観重要建造物：指定第1号)

❖歴史的建造物の保全・活用❖

○旧華頂宮邸 (指定第29号)

旧華頂宮邸は、昭和4年に華頂博信侯爵邸として建てられたものです。平成8年、鎌倉市が取得し、保全・活用が行われています。

庭園公開や建物公開の他、周辺の宅間ヶ谷を散策する「親子景観セミナー」や「旧華頂宮邸の魅力を学ぶ」といった講座等を実施しています。



旧華頂宮邸



「旧華頂宮邸の魅力を学ぶ」(H23)

○鎌倉文学館 (指定第1号)

加賀百万石藩主で知られた旧前田家別邸で、昭和58年に市に寄贈されました。

昭和60年から文学館として活用され、鎌倉に関係のある様々な文学者の作品や資料を展示・紹介しています。



鎌倉文学館

1-4 つくる景観

❖景観重要公共施設のデザイン調整❖

都市の骨格を形成し、景観形成上特に重要な公共施設を景観重要公共施設【海浜ベルト・若宮大路ベルト・北鎌倉ベルト・柏尾川ベルト】に指定し、その整備と占用許可等の基準を定め、デザイン調整を行っています。



大船駅西口歩行者デッキ及び大船駅西口交通広場 (H19~H23)



❖公共施設・公共サインのデザイン調整❖

公共施設・公共サインにおいて、工作物や掲示板の色彩等のデザイン調整や既存の掲示板を活用し、共同で表示するなどの調整を行っています。



路上喫煙禁止区域の掲示板 (H21)

❖景観アドバイザーによるデザイン調整❖

主要な公共施設の建築に際しては、都市景観形成に先導的な役割を果たすよう、施設の設計段階から景観アドバイザーによるデザイン調整を行っています。



調整の様子



川喜多映画記念館
(H19~H23)



鎌倉市立第二中学校
(H19~H23)

◆景観アドバイザー

都市景観の形成に優れた識見を有する方を鎌倉市の景観アドバイザーに委嘱し、公共施設計画など景観形成上重要な事項について専門的なアドバイスを得ています。

2 景観づくりのあゆみ

わが国を代表する歴史的文化都市である鎌倉では、その歴史とともにつくられてきた良好なまち並みを後世に伝えるため、これまで景観づくりに関する様々な施策を推進してきました。鎌倉市の景観づくりのあゆみを3期に大別し、それぞれの取組の概要を紹介します。

❖ 草創期 (昭和40年(1965年)頃～平成7年(1995年)頃)

古都地域の緑地保全に取り組むなど、景観づくりの下地が完成した時期となりました。

昭和13年(1938年)の風致地区の指定を基礎とし、高度経済成長期には御谷騒動を契機とした古都地域を取り囲む緑地保全に対する市民の意識の高まりから、古都保存法の制定に至りました。鎌倉市では、これら緑地(歴史的風土)を対象として歴史的風土保存区域等の指定、宅地開発指導要綱の制定、鎌倉地域における建築物の高さの行政指導に取り組んできました。

❖ 初動期 (平成7年(1995年)頃～平成16年(2004年)頃)

市街地のまち並み形成、近代の歴史的建造物の保全など、全市的な景観づくりに着手を開始した時期となりました。

平成7年(1995年)に制定した都市景観条例は、市民と

の協働による景観づくりの仕組みを整え、建築物や屋外広告物のデザイン誘導を進めました。また、洋風建築物が鎌倉の都市景観の形成上重要であるとの認識に基づき要綱を制定し、平成2年(1990年)から現在までに32件の景観重要建築物等を指定しています。

❖ 展開期 (平成16年(2004年)頃～)

平成16年(2004年)の景観法制定を受け、鎌倉の景観づくりを定着・展開させた時期となりました。

鎌倉市では、平成6年(1994年)に策定した都市景観形成基本計画を継承・発展させ、平成19年(2007年)に景観法に基づき景観計画を策定しました。ここでは、景観形成の基本理念・目標を定め、市域を21区分し、区域毎に景観形成の方針・基準をきめ細かく定め、それに基づき建築行為や開発行為等の景観誘導に取り組んでいます。

また、平成20年(2008年)3月には、鎌倉駅・北鎌倉駅周辺の市街地を対象に建築物の高さや形態意匠(色彩等)の制限を定めた景観地区を都市計画決定し、長年の懸案事項であった中心市街地の景観づくりに一定の方向付けを行いました。

